

重要事項説明書 保育園のしおり



社会福祉法人 尚徳福祉会

日 野 保 育 園

〒234-0053

横浜市港南区日野中央 3-41-1

TEL 045-833-1849

FAX 045-833-1868

ホームページアドレス

<http://sfg21.com/hino/>

メールアドレス

hino_yokohama_1849@docomo.ne.jp

*** 目 次 ***

組織図	1
1 事業者の運営主体	2
2 施設の概要	2
3 施設、設備の概要	3
4 施設の目的、運営方針	3
5 保育、教育を提供する日	3
6 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）	4
7 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）	4
8 利用料金	4
9 支払方法	4
10 提供する保育・教育の内容	4
【保育理念】【保育目標】【園目標】	5
【毎日の保育・教育の流れ】【お散歩のコース】【行事】	6
【保育計画（年間）】	7
11 業務の質の評価について	7
12 保護者との連携について	8
13 地域の育児支援について	8
園舎平面図	9
14 登園	10
15 降園【登降園時の注意】	10
16 給食【給食の提供にあたって】	11
【アレルギー対応について】	12
17 おひるね	12
18 障害児保育	13
19 医療的ケアが必要な児童の保育について	13
20 産休明け保育	13
21 健康診断、健康管理について（1）健康診断	13
（2）健康管理、病気の時の対応（与薬）	14
22 感染症対策について	15
【登園停止の病気】【その他の感染症への対応】	16
【嘱託医】【嘱託歯科医】	17
23 衛生	17
24 安全	18
25 保障制度	19
26 緊急時における対応	20
27 非常災害時の対応	20/21
避難訓練・不審者訓練計画表	22
28 苦情解決制度	23
29 日野保育園では	24
30 入園時に用意していただく物	25
31 乳児クラス持ち物	26
32 幼児クラス持ち物	27

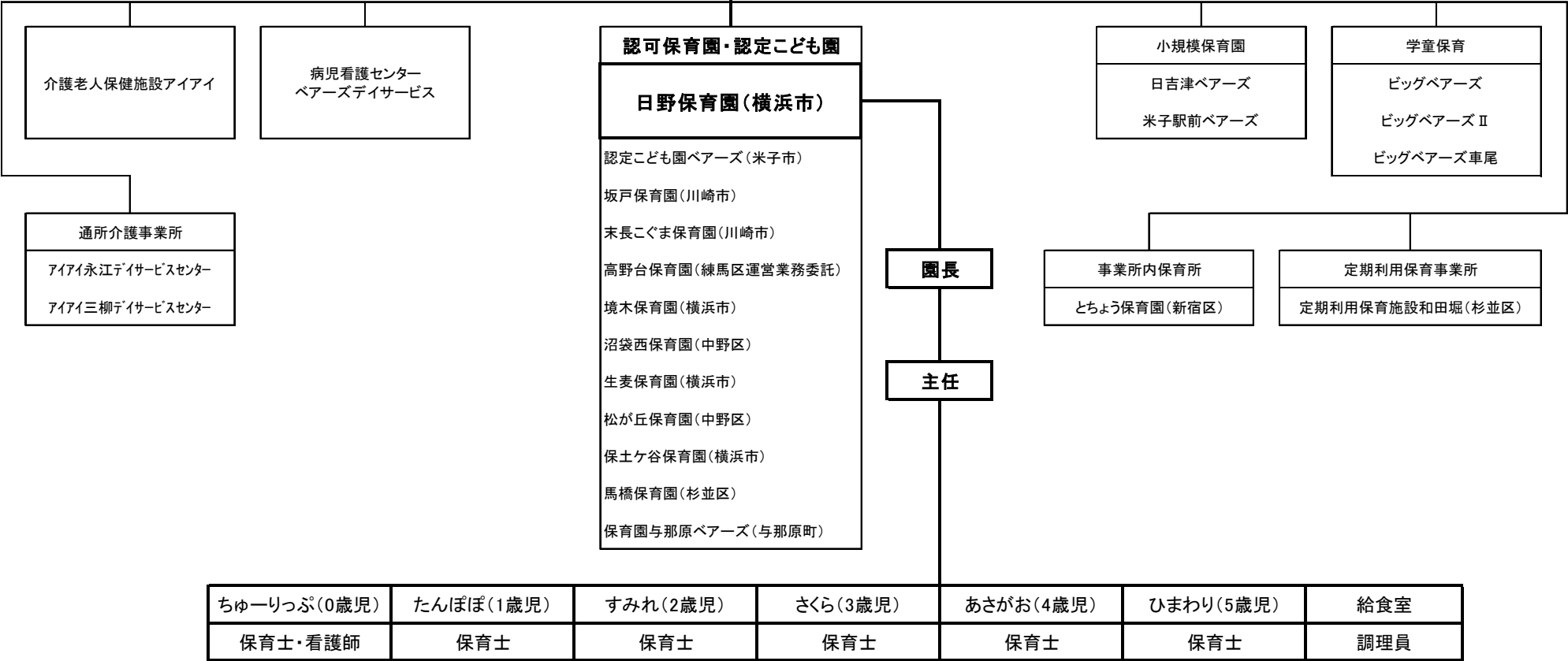
日野保育園組織図

社会福祉法人 尚徳福祉会

法人本部
評議員会
理事会
本部事務局

評議員選任・解任委員会

総務部 研究/研修部 職員情報部 経理部 IB管理部 東京事務所



＊保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1、事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 尚徳福祉会
事業者の所在地	〒683-0257 鳥取県米子市榎原 1889-6
事業者の電話番号・FAX	TEL 0859-26-5050 FAX 0859-30-2141
代表者氏名	理事長 谷本 要
定款の目的に定めた事業	イ) 保育所の経営 ロ) 介護老人保健施設及び老人福祉センターの経営 ハ) 放課後児童健全育成事業の経営 ニ) 老人デイサービスセンターの経営 ホ) 老人居宅介護等事業の経営

2、施設の概要

種 別	保育所						
名 称	社会福祉法人 尚徳福祉会 日野保育園						
所 在 地	〒234-0053 神奈川県横浜市港南区日野中央3-41-1						
電 話 番 号	T E L 045-833-1849						
F A X	F A X 045-833-1868						
ホームページアドレス	http://sfg21.com/hino/						
メールアドレス	hino_yokohama_1849@docomo.ne.jp / hino@bears999.com						
施 設 長 氏 名	平田 三枝子						
開 設 年 月 日	平成19年4月1日						
利 用 定 員 7 0 人 (年 齢 別)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	組名	ちゅーりっぷ	たんぽぽ	すみれ	さくら	あさがお	ひまわり
	人数	6人	10人	12人	14人	14人	14人
職 員 体 制 (園児数によって変動有)	施 設 長	1人 (資格：保育士、幼稚園教諭)					
	保 育 士	12人 (常勤12人)					
	調 理 員	2人 (常勤1人、非常勤1人)					
勤 務 体 制	シフト制						
取 扱 う 保 育 事 業	延長保育、障害児保育、産休明け保育、一時保育						
事 業 所 番 号	1410051014058						

3、施設・設備の概要

敷地面積		886.201m ²	
園 舎	構 造	R C造 2階建て	
	延 床 面 積	428.741m ²	
施設設備の数と面積	乳 児 室	2室	78.61m ²
	ほ ふ く 室	室	m ²
	保 育 室	4室	145.25m ²
	遊 戯 室	室	m ²
	調 理 室	1 室	26.71m ²
	調 乳 室	1 室	4.32m ²
	幼児用トイレ	10個	31.30m ²
	医 務 室	室	m ²
	事 務 室	1 室	17.72m ²
	職 員 休 憩 室	1 室	13.56m ²
	職 員 更 衣 室	1 室	8.98m ²
設 備 の 種 類		冷暖房、固定遊具（鉄棒、のぼり棒、丸太小屋）監視カメラ ナンバロック錠、遮光ネット、防災倉庫、プール（組立式）	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場 259.87m ²	

4、施設の目的・運営方針

目 的	児童福祉法に基づいて心身共に健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
運 営 方 針	「保育所保育指針」を遵守しながら、子ども達のことを第一に考え、安定した心で自己発揮できる場を提供し、子どもの育ちを見守ると共に家庭と協力して、健全で豊かな人間性をもった子どもの育ちを援助する。

5、保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
休 園 日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 12 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日

6、保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時半から午後 6 時 30 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時 00 分から午前 7 時 29 分まで 夕：午後 6 時 31 分から午後 8 時 00 まで

7、保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時半から午後 4 時 30 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時 00 分から午前 8 時 29 分まで 夕：午後 4 時 31 分から午後 8 時 00 まで

8、利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	30分あたり 1,700円（10日以内850円）
主食提供	月額 1,500円または 100円/食
保護者会に関する料金	年間 2,400円または 200円/月
その他の料金	写真 L 版（希望者） 30円/枚
	2L 版修了写真名入れ（希望者） 250円/枚
	DVD（希望者） 400円/枚
	日本スポーツ振興センター共済掛金 210円
	おしらせばさみ(再購入時) 360円/冊

9、支払方法

口座振替	2か月分月末締め、翌々月 10 日に口座振替 ＜例＞4・5 月利用分 → 7 月 10 日に口座引落 10 日が土日・祝日の場合は翌営業日になります。
------	---

10、提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

子ども達の事を第一に考えた保育を行い、登園を楽しみにし、保護者が安心して預けられる事が、子ども達の心の安定となり、健全な発育につながると考えます。

また自己決定の出来る子どもに育つよう、自由に考え、行動出来る環境を配慮します。自分で考え、工夫して遊べるように、自由な空間や考えて遊ぶ玩具の提供を心掛け、強制や押し付けをせず、禁止言葉を少なくするようにしていきます。

【保育理念】

子どもたちの健やかな育成の手助けをします。子どもたちの健康と安全を確保し、安定した心で自己発揮のできる場を提供し、子どもの育ちを見守ります。また、家庭と協力し、自己肯定感を育みながら、感情の抑制のできる健全で豊かな人間性をもった子どもの育ちを援助します。

【保育目標】

子どもは豊かに伸びていく可能性を秘めており、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培います。

- 1、心身共に健全で安定した生活を保つことができるように、配慮された環境、雰囲気を整え、子どもたちが自らの様々な欲求を適切に満たすことができるようにします。
- 2、子どもたちが自ら考え、判断し、行動できるようにすると共に、一方では感情の抑制もできるようにハードソフト両面で保育環境を整えていきます。
- 3、社会生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培います。
- 4、集団生活の中で人に対する愛情と信頼感、そして自己肯定感を育て、周囲への配慮、思いやりを持つことができるようにし、自主自立、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを養います。
- 5、集団生活の中で、言葉への興味や関心を育て、表現する力を身につけ、表現する喜びを体験し、人の言うことをよく聞き、理解する態度を養います。
- 6、異年齢交流や世代、地域を広げた人との交わりの中で、多くの体験を通して豊かな感性や社会性を育みます。
- 7、自然や社会事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培います。

【園目標】

- 1、心と体の健康な子
- 2、友達といっぱい遊ぶ子
- 3、自分で考えて行動する子
- 4、思いやりのあるやさしい子
- 5、感情豊かに表現する子

【毎日の保育・教育の流れ】

時間	0、1、2 歳児	3、4、5 歳児
7:00	開園 延長保育開始	開園 延長保育開始
7:30	保育標準時間（11 時間）開始 順次登園	保育標準時間（11 時間）開始 順次登園
8:30	保育短時間（8 時間）開始 順次登園	保育短時間（8 時間）開始 順次登園
9:00	おやつ	遊び（室内外）散歩等
9:30	遊び（室内外）散歩等	
11:00	食事（年齢によって前後します）	
11:30		食事
12:00	お昼寝（年齢によって前後します）	
13:00		お昼寝
14:30	目覚め	目覚め
15:00	おやつ	おやつ
15:30	遊び（室内外）	遊び（室内外）
16:30	保育短時間終了 順次降園	保育短時間終了 順次降園
18:30	保育標準時間終了 順次降園 延長保育開始	保育時間標準終了 順次降園 延長保育開始
20:00	閉園	閉園

【お散歩のコース】

屋外遊戯場以外に、近隣にある洋光台西公園、洋光台駅前公園、洋光台北公園、洋光台3丁目公園、5丁目公園、兎ヶ谷公園、日野中央公園、港南台北公園、港南台中央公園、四つ切^{しつぎり}公園などにお散歩に行きます。

【行事】

保育園では、日常の保育と調和のとれた内容の行事を行っています。それぞれの年齢や成長発達にふさわしい活動で、楽しく意欲的に参加でき、生活体験が豊かなものになるよう配慮して実施しています。また、行事を通して日常の園生活に変化と潤いをもたせたいと考えています。保護者に参加していただく行事（10月運動会・12月お楽しみ会・7月保護者会共催 夏まつり）以外は、自由参加です。詳しくは、園の『行事予定表』をご覧ください。なお、保育園敷地内では禁煙・禁酒にご協力頂いています。また、園周辺への駐停車は禁止となります。

【保育計画（年間）】

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	一人ひとりの生活リズムを大切にし、信頼関係を築き、安心して園生活を楽しむ。衛生的で安全な環境を作り、健康的に過ごせるようにすると共に情緒の安定を図る。発達にあわせて離乳への完成へ導くと共に、歩行の開始や発語への意欲を育む。保護者と連携を取り、信頼関係を築きながら成長や子育ての楽しさを共有する。
1 歳 児	健康的な生活リズムと基本的な生活習慣を身につけ、生理的欲求を満たしながら安定感をもって生活する。保育者との信頼関係を築き、周りの大人や子どもに関わる。自然や身近な物に触れたり、自由に行動して探究活動を楽しむ。言葉の理解や発語への意欲を育て、言葉を発することを楽しむ。
2 歳 児	身の回りのことを自分でしようとする気持ちを育む。全身や指先を使った遊びを十分に楽しみ、健康な体づくりをする。保育者の仲立ちによって模倣やごっこ遊びを楽しみながら、友だちとの関わりを広げていく。
3 歳 児	基本的な生活の流れがわかり、生活に必要な事を自分でしようとする気持ちを育む。体を十分に動かして様々な遊びを友だちや保育者と楽しむと共に、親しみをもち安心して園生活を過ごす。自分の思った事や感じた事を言葉で伝えたり、相手の話を聞き、様々な体験を通して豊かな感性や表現力を育む。
4 歳 児	園生活に慣れ、喜んでいろいろな活動に取り組み日常生活に必要な習慣や態度を身につける。一人ひとりの欲求を十分に満たし、安心して集団生活を送れるようにする。様々な遊びに興味を持ち、保育者や友だちとの関わりを広げる。いろいろな経験を通じて自分で考え、言葉で気持ちを表現する力を身につけ、人の話を落ち着いて聞く。
5 歳 児	基本的な生活習慣を身につけ進んで行き、就学の円滑な接続に繋げる。仲間との関わりを通して、社会生活における必要な態度を身につけ、協力し合う大切さを知る。目標に向かって取り組み、最後までやり遂げる達成感や喜びを味わう。自分の気持ちや出来事を相手に伝える楽しさ、共感してもらえる喜びを感じ、話を集中して聞く態度を養う。

11、業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5年に1回（平成27年度実施） 公表先：横浜市ホームページ

12、保護者との連携について

保護者と保育園とで、日々の連続性を大切にして連携を取り合い、健やかな成長を育みます。園だより、クラスだよりを配布して、園の様子をお伝えします。毎日の送迎でのやりとりをはじめ、連絡帳、個人面談、懇談会、メール、保育参加参観等で日頃からご意見を伺い、保育に活かし、より良い保育につなげていきます。心配なこと、疑問に思うことなど何でもお気軽に園長、職員にお声かけ下さい。

13、地域の育児支援について

当園では、地域の親子へ以下のような育児支援を行っています。

【一時保育】

非定型定期、緊急、リフレッシュ、1～5歳児1日1名、月～金8:00～17:00

3歳未満児：上限2,900円（1時間300円）、3歳以上児：上限1,800円（1時間160円）

食事500円

【園庭解放】 月、木、土10:00～12:00

【プール解放】 8月火、木11:15～12:00

【交流保育】

7月「泥んこで遊ぼう」（1、2歳児）

10月「みんなで遊ぼう」（0歳児）

2月「豆まき」（0～5歳児）

【育児講座】 1年に1回園に講師を招いて実施します

【育児相談】 予約制：随時（お電話下さい）

【園行事への参加】 夏まつり、運動会、移動動物園、人形劇

園舎平面図

14、登園

16、給食

給食は、お子さんの健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、「おいしい」「楽しい」という情緒的機能や、食物を大切にすることやマナーを教えるなどの教育的な意義があります。

	月曜日～土曜日				保育園での摂取割合	備 考
	おやつ	給 食		おやつ	(一日の摂取カロリー)	
		主食	副食			
0 歳	○	○	○	○	50% (1050kcal)	月齢や発育に応じた離乳食を用意します。 0、1、2 歳児は完全給食です。
1 歳	○	○	○	○		
2 歳	○	○	○	○		
3 歳		(○)	○	○	40% (1400kcal)	主食（ご飯又はパン）を持参される方は、個人差はありますがおおむね4 歳児は、米飯 110 g 位、食パンなら 6 枚切 1 枚位が目安です。
4 歳		(○)	○	○		
5 歳		(○)	○	○		

【給食の提供にあたって】

【自園調理】

離乳食、乳児幼児食、おやつ、夕食と栄養士が毎月献立を作成しています。出来るだけ国内産で旬のものを使用し、冷凍食品も極力使用せず、手作りで提供します。野菜は安全を考慮し、加熱処理を行っています。

【主食提供】

3歳児以上は希望により提供します（年度ごとの申し込みで月額1,500円、家庭からの持参可、1食での申し込みは100円となり、利用料からの引落し）

【献立提供】

前月末に翌月の献立表を配布します。

当日の給食の献立は、園庭掲示板にてご紹介します。

【食育の取組】

食事に必要な基本的な生活習慣を身につけながら、いろいろな食物に興味をもち、楽しく食べられるように、栽培、調理体験、お手伝い、テラスランチ、バイキングなどを取り入れ、楽しく食べられるようにします。

【アレルギー対応について】

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、「日野保育園アレルギー対応マニュアル」を策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

食物アレルギーがある場合には、市の様式を提出して頂き、保護者と園長、看護師、栄養士、保育士で面談をして、除去食の提供等、園での進め方を決めます。

6か月に一度医師の診断を受け「生活管理指導表」（市の様式1）の提出と共に、症状と指示内容を伺う面談の機会を設け、今後の進め方について決めていきます。

原因食物の除去を停止する場合も「生活管理指導表」を提出して頂きます。

除去にあたっては、専用トレイ、食器、名札を使用し、配膳方法、着席の場所、職員の位置等を園内で十分に検討して、毎日の献立では「アレルギー警報」を発令し全職員が周知して誤食防止に努めます。

保育園での対応に無理がある場合は、お弁当を持参して頂くこともあります。

17、おひるね

季節や活動状況と年齢に応じて、子どもの疲労に注意しながら適切な休養が取れるように配慮し、お昼寝をしています。

1. 布団は、保育園で用意します。（入所時に番号を決めて、年度ごとにお知らせします）
2. 布団は、年6回乾燥消毒しています。
3. 掛敷き布団カバーは個人で用意して頂きます。（横開きでマジックテープ、ファスナー、スナップ、ボタンなどで留めるようにしてください。手作り、市販等自由です。希望される方には業者をご紹介します）
4. 衛生上毎週末カバー類は園で外し、お洗濯をお願いいたしますので、翌週お持ちになり保護者が取り付けてください。
5. ご家庭と相談のうえ、4、5歳児は希望者のみです（体調不良や寝不足、疲労時には眠ります。）

【布団カバーについて】

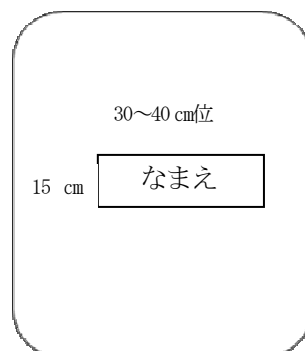
- ・名前は畳んで収納する時に見えるよう、カバー中央につけてください。

・布団サイズ

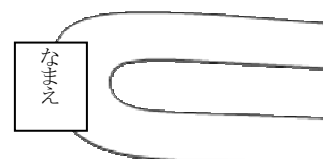
敷き布団（65×112 cm）

掛け布団（93×120 cm）

毛布（85×115 cm）



たたんだ状態の布団



18、障害児保育

障害児を積極的に受け入れ、実施の際には保護者との面談を行って予め家庭での様子を伺い、日々「連絡ノート」や口頭でのやりとりで信頼関係を築き、関係機関とも連携をとりながら支援します。区からの加配人数により職員が担当して保育にあたりますが、担任だけでなく園全体で、共通理解をもって子どもの状態を把握できるよう「指導計画」「個人保育日誌」を作成し、会議を実施して、よりよい成長つなげられるようにします。

19、医療的ケアが必要な児童の保育について

実施の際には予め保護者との面談を行って、家庭での様子や緊急時の対応方法等必要事項を園長、看護師、保育士が伺い、配慮点を把握します。日々「連絡ノート」や口頭でのやりとりで信頼関係を築き、関係機関とも連携をとりながら支援をします。担任だけでなく園全体で、共通理解をもって子どもの状態を把握できるよう「指導計画」「個人保育日誌」を作成し、会議を実施して、安全に生活し、よりよい成長つなげられるようにします。

20、産休明け保育

生後57日目からのお子さんをお預かりします。看護師が保育士と連携してお子さんの健康状態を把握し、保育に活かしています。

21、健康診断・健康管理について

子ども達が元気で健やかに成長していけるように、保護者の皆様と保育園が連携して過ごしていきたいと思えます。

(1) 健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

・園児健康診断	全園児 2回（嘱託医）
・歯科健診	全園児 1回（嘱託歯科医）
・視聴覚健診	4歳児 1回
・尿検査	全園児 1回
・身体測定	全園児 毎月1回

*健診結果は『健康カード』に記載し『連絡袋』に入れてその都度お渡ししますので、『連絡袋』にサインをしてお返し下さい。

(2) 健康管理、病気のときの対応

***集団生活を始めるにあたり、定期予防接種は必ず受けて下さい。**また任意のものの接種もお勧めします。予防接種を受けた時には、担任にお知らせ下さい。

***保育園は低年齢の集団生活で、蔓延や重篤化し易い為、早めの対応と無理な登園は控えて頂きますようご協力をお願い致します。**

【健康管理】

集団生活が出来る状態での登園となり、受け入れ職員に体調についてお知らせ下さい。前日までの発熱や嘔吐下痢などいつもと様子が違う時は、必ず受診してから登園して下さい。座薬を使用しての登園は出来ません。発熱以外にも全身症状をみて機嫌、食欲、睡眠、鼻水、目やに、腹痛、下痢、吐き気、嘔吐、発疹等にも留意して下さい。

【病気のときの対応】

乳幼児は十分な免疫も獲得しておらず、抵抗力も弱く、急激に危険な状態になり易い為、**早めのお迎えをお願いしております**（体温が37.8℃以上や繰り返しの嘔吐、下痢、腹痛、食欲不振、機嫌不良等の全身状態）また、体温がいつもより高い、様子が違うなどの時には、状態をお知らせします→急なお迎えに備えて、連絡がすぐにとれるよう、またお迎えに来ることが出来るよう（祖父母、親戚、近隣等）お願いします（予め病児保育の登録をしておくことをお勧めします）お迎えが来るまでは事務室にて体を休めて過ごします。

【与薬】

医師が必要と認めた場合に限って受け付けます（時間与薬の必要な薬剤、食事関連性の強い薬剤、熱性痙攣の予防薬、食物アレルギーの症状発現時の頓用薬など）

体調不良で受診する際には、**医師に保育園に通っていることを伝え『分2処方』（1日2回の処方）や『分3処方』**でも朝、帰宅後、寝る前となるようにお伝え下さい。

《与薬依頼方法》

薬は『与薬依頼書』（別紙3）と『処方箋内容証明書』（コピー可）を添えて1回分を職員にお渡し下さい。複数ある場合はそれぞれに用紙が必要です。（塗薬や目薬はその都度お預かりして降園時にお返しします）ご家庭で薬を服用して登園した際は、お知らせ下さい。

以前処方された薬はお預かり出来ません。

- ・お子さんの体質等で配慮が必要な場合は、予め担任までお知らせください。
- ・健やかな成長のために**生活リズムを整える**ことが大切で、基本は**就寝（21：00頃迄）と起床（7：00頃迄）**です。一日を機嫌よく、楽しく過ごすことにつながります。（大人のリズムに合わせず、十分な睡眠と規則正しい生活がよりよい成長発達につながります）
- ・朝食は簡単なもの（パン、おにぎり、バナナ、ヨーグルト、牛乳等）でよいので、必ず食べるようにしましょう。（日中の活動源となり、機嫌や意欲に影響を与えます）

22、感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又は蔓延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

＊食中毒や感染症予防の為、ペーパータオルを使用します。

【園での予防対策】

「日野保育園感染症予防マニュアル」を作成し、全職員が十分理解し日常的に園全体の衛生管理（室内外の環境、食事、おむつ交換等排泄等）に努めます。食材の保管調理には温度管理や加熱をして感染を防ぎます。職員は入職時に抗体検査、インフルエンザ流行期には予防接種を実施し、毎日の健康チェック等で体調管理を徹底します。園児には薄着、手洗い、うがい、咳エチケットの習慣、食生活、睡眠等年齢に合った基本的衛生習慣が身につくよう、毎日の生活を通して繰り返し丁寧に伝え、健康教育を行います。保護者には口頭やおたより、掲示で予防についてお知らせし、入室前に手指の消毒をお願いします。ご家族で発症した際には、必ず園にお知らせ頂き、やむを得ず当人が送迎する際には予め連絡をして頂き、事務室側からお預かり致します。

【発症時】

園での発症時には、保護者に連絡し、事務室で休息をとり、水分補給をして過ごしますので、早めのお迎えをお願い致します。下痢や嘔吐物がついた衣類シーツ類は感染拡大防止の為、洗わずにそのままお返しします。保護者には掲示、おたよりで発症状況を伝え、子どもの健康状態の把握や二次感染予防の協力をお願いしています。園内での拡大防止の為、手洗い、排泄嘔吐物処理の徹底し、消毒頻度を増やします。同一の感染症若しくは食中毒による又それらによると疑われる子が10人以上又は全体の2割以上発生した時は「区福祉保健センター」に報告書を提出します。

【治癒後】

感染症の種類により医師記載の『登園許可証』（別紙1）または保護者記載の『登園届』（別紙2）を園に提出して下さい。

＊感染症の病気については、『感染症ガイドライン』（2012 年厚生労働省作成）に基づきます。罹った場合は医師の指示に従ってください。（次ページ参照）

【登園停止の病気】

下記の疾患の場合は保育園に登園できません。治って登園する場合は[医師記載の『登園許可証』](#)（別紙 1）
をお持ち下さい。

病名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	解熱後、3 日を経過するまで
風しん	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失してから
結核	感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

【その他の感染症への対応】

下記の疾患の場合は、[医師の許可のもと保護者記載の『登園届』](#)（別紙 2）をお持ち下さい。

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

・「とびひ」は汁がつかないように覆ってください。

・「頭じらみ」は季節に関係なく、帽子や衣類、タオルなどを介して発生します。かゆみを伴いますので、頭を度々掻いていたら気を付けてみてください。わかった場合は速やかに皮膚科を受診して、駆除薬やシャンプー等での駆除をお願いします。

＊上記の病気が発生した場合、注意喚起のため発生報告をクラスごとに掲示させていただきます。

【嘱託医】

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	いべこどもクリニック
医 院 長 名	伊部 正明
所 在 地	横浜市港南区日野9-1-17メゾン港南台1F
電 話 番 号	045-849-4141

【嘱託歯科医】

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	前田矯正歯科クリニック
医 院 長 名	前田 眞琴
所 在 地	横浜市港南区港南台4-23-27 第二荒井ビル2D
電 話 番 号	045-831-7546

23、衛生

1. 食中毒の予防について

- ①食中毒予防のため、手洗いの励行とペーパータオルを使用します。
- ②給食業務については、福祉保健センターの指導を受けるなど、衛生面に配慮すると共に、安全性にも心がけています。

2. プールの塩素管理について

幼児用プールの使用前には適正な塩素濃度を保持する為、塩素管理を行います。この対応は、通常、市内のプール等でも行われているものですが、お子さんの皮膚の状態によっては肌あれなどが起きる場合がありますし、また、目の充血が生じることも考えられます。ご心配なことがありましたら、主治医又は園長にご相談ください。

- ①プールの水は毎日取り替えています。
- ②プールに入る前には、全員石けんでお尻洗いをしています。
- ③プールに入る期間は、健康面の把握を正確に行うことが大切ですので、「プールカード」のご記入等ご協力をお願いします。

3. 害虫について

発生源となりそうな箇所は普段の生活の中で特に注意し、定期的に業者による駆除を実施しています。

24、安全

安全指導をはじめ、子どもの成長、発達に合わせた遊びの配慮と工夫を念頭において保育を行っています。子どもは、その発達上の特性から事故を起こしやすいので、職員は日頃から細心の注意を払い事故防止に努めています。

万一事故が起きてしまった場合は、事故時の応急対応・事故時の連絡・事故報告など職員全員が適切に対応できるようにしています。

1. 事故防止とその対応

園舎内外及び遊具の安全点検は、職員が定期的に行っています。

【予防のためのお願い】

- ① **体にあったサイズの洋服や靴を用意してください。**ズボンの裾は折り返して履くと危険ですので、ちょうどよい長さに、またサスペンダーやベルトを使用せず、ちょうどよいサイズにしましょう。女兒もスカートではなく、ズボンやスパッツの着用をお願いします。
- ② フードやひも付きは避けてください（やむを得ない時は内側に織り込みます）
- ③ 爪が伸びていると思わぬ事故のもととなりますので、週1回は切りましょう。
- ④ 長い髪の毛は必ずゴムで結び、前髪は目に入らないようにしましょう。カチューシャは使用せずに、装飾の少ないゴムをお願いします。

2. 受診した方がよいと判断したとき

- ①保護者の方に連絡を入れると同時に、応急処置をして病院へ連れて行きます。その場合、希望する病院があればお知らせください。
- ②緊急の場合は、救急車対応といたします。
- ③外見上には変化がないのに痛がるなど、受診した方がよいか判断に迷いがある場合は、大事をとって受診します。

3. 受診の必要はないと判断したとき

- ①けがの状況により、洗浄、消毒、冷やすなどの手当てをします。
- ②保護者の方への連絡は、お迎えのときにけがをした状況やその処置などをお伝えします。

25、保障制度

以下の保障制度（保険）に加入しています。

①独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）【給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

災害の 種 類	災害の範囲		給付金額
負 傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの		医療費
疾 病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、厚生労働省令で定めるもの ・保育園給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・漆等による皮膚炎・異物の嚥下又は迷入による疾病・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病		・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額1/10」を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）		障害見舞金3,770万円～82万円 （登降園中の災害の場合1,885万円～41万円）
死 亡	保育園の管理下の事件による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 2,800万円（登降園中の災害の場合1,400万円）
	突然死	保育園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円（登降園中の災害の場合1,400万円）
		保育園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円（登降園中の災害の場合も同様）

② ゼンポ（全国私立保育園連盟）【保育園賠償責任保険・保育園児団体傷害保険】

賠償責任保険 *相手方への賠償 など	対人	1名につき	10億円
		1事故につき	10億円（保険期間中）
	対物	1事故につき	1,000万円（保険期間中）
	初期対応費用		1事故10万円限度／免責金額なし うち見舞金1名につき5万円
傷害保険	死亡・後遺障害		117.4万円
*園児のケガの補償など	入院	1日あたり	1,500円
	通院	1日あたり	1,000円

取扱代理店：東京海上日動火災保険株式会社

26、緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

港 南 警 察 署	045-842-0110 *担当 日野交番
港南消防署（出張所）	045-834-0119
港 南 区 役 所	045-847-8498 *こども家庭支援課

27、非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	平田 三枝子
消防計画届出年月日	港南消防署 平成28年9月20日
避 難 訓 練	地震、火災、不審者、炊出しで月2回、時間帯や設定を変えて実施
防 災 倉 庫	消火器、誘導灯、火災報知器、トランシーバー、クラス防災用リュクサック、ヘルメット（幼児）、防災頭巾（乳児）、ラジオ、防災倉庫（食糧関係、水、トイレ関係、照明関係、リヤカー、テント、靴、レインコート、サーモマット等）

1. 大規模地震発生の注意情報及び警戒宣言が発令された場合

- ① 警戒宣言が発令されると同時に、解除が発令されるまで、保育園は「休園」になります。
- ② 保育時間中に発令された場合は、速やかに保護者の方のお迎えをお願いします。
- ③ やむを得ず、お迎えが遅れる場合は、保育園でお預かりします。

2. 保育時間中に大きな災害が発生した場合

- ① 原則的には保育園でお迎えをお待ちしています。
- ② 災害の状況によって、保護者の方に連絡が出来ないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。また、予め保育園で指定している避難場所や災害時避難場所（地域防災拠点）、広域避難場所に移動することがありますが、この場合は保育園の入り口に掲示します。保育園で決めている避難場所を確認しておきましょう。

3. 1歳児室前に防災倉庫を設置し、災害時に必要な物品や3日分の食料を備蓄しています。

4. 不審者侵入等の事件防止対策や対応訓練を実施しています。

5. 各クラスと園庭に『監視カメラ』を設置して、万が一に備え録画保存出来るシステムを導入しています。

6. 定期的な園舎の見回りをはじめ、区福祉保健センター、警察署、小学校、地域の方々と連携して、情報交換をしています。

7. 避難訓練

- ① 災害時に備えて職員による組織づくりを行い、その役割を分担しています。
- ② 子どもの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解するように、毎月地震や火災を想定した避難訓練を行います。
- ③ 消防署と連携して子どもにわかりやすい防災訓練を行います。

8. 地域防災拠点・広域避難場所

一 時 避 難 場 所	洋光台西公園
地 域 防 災 拠 点	横浜市立洋光台第三小学校
広 域 避 難 場 所	日野中央公園

H29 日野保育園避難訓練・不審者訓練計画表

【年間目標】災害発生、不審者遭遇に際し、早期安全避難、初期消火等の訓練を行い園児の安全を守る。

【訓練の原則】・避難訓練への関心を高め、災害時の心構えを育てる

・職員の言葉聞き、速やかに行動できるようにする ・非常時の合図を知る（不審者＝「お客様が来ました」）

・「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」⇒『お・か・し・も』の徹底

◎初期消火訓練を毎月行う ◎点呼と残留時の確認 ◎伝達方法→発見者はPHSで園内放送や大きな声で園長、職員に知らせる

◎地震・不審者→安全な場所に避難する、ドアを開ける ◎火事→低い姿勢ぬれ、タオル、ドアを閉める

月	訓練種別・実施内容	ねらい（園児）	内容・留意点（保育士）
4月	地震9:45 （室内） 火災9:30 （西公園）	・災害について知り、避難の仕方、おかしもなど約束がわかるようにする ・消火器について知る ・安全な姿勢を知る	・子どもが怖がらないように、落ち着いて行動する ・災害時の注意点（放送後静かに話を聞く、避難経路おかしも等）をわかりやすく伝える ・消火器の使用方を理解する
5月	地震14:00 午睡中 （園庭） 火災9:40 （西公園）	・午睡中の避難の方法を知る ・いつでも災害が起こることを知る ・非常滑り台（幼児）を使用しての避難をする ・園以外への避難の仕方を知る	・状況によって避難方法が変わることを把握する ・点呼をこまめに行い、人数確認をしっかりとる ・非常滑り台の使用についてわかりやすく伝える ・非常持出品や防災倉庫内物品の確認をする
6月	不審者14:30 （室内） 炊き出し訓練 （園庭）	・保育者の誘導で慌てず避難する ・不審者が来た時の合図を覚える ・様々な避難方法に慣れる。 ・園舎以外での食事について知る。	・園内放送後、適格に誘導する ・不審者について、わかりやすく説明する ・備蓄品の取扱いを覚える ・慌てずに行動できるようにする
7月	地震11:00 （室内） 火災10:40 （西公園）	・食事時の避難方法について確認する ・静かに保育者の話を聞く ・非常滑り台（幼児）を落ち着いて使用する ・園以外への避難後、静かに話を聞く	・食事時で慌てないように配慮する ・食事時の避難についての配慮点を確認する ・安全に非常滑り台が使用できるようにする ・防災倉庫内の物品も携帯して避難してみる
8月	地震14:15 午睡中 （園庭） 不審者9:30 （室内）	・慌てずに午睡中の訓練に参加する ・静かに保育者の話を聞く ・不審者が来た時の避難を覚える ・落ち着いて避難する	・午睡中で不安定な子もいるので、十分配慮する ・他クラスにも配慮して、全員で取り組む ・常日頃気を付けなければいけないことを簡単に伝える
9月	火災16:00 （園庭） 地震9:00 （室内）	・降園時の避難方法について確認する ・消火器の約束を確認する ・登園時の避難について知る ・落ち着いて保育者の話を聞く	・降園時で慌てないように配慮する ・職員の役割分担を確認し、安全に注意する ・登園時の保護者にも配慮する ・人数確認をしっかりと行う
10月	地震15:00 （室内） 火事10:00 防災訓練 （園庭） 煙体験等	・おやつ時の避難を覚える ・慌てずに行動できるようにする ・消防署の指導訓練（煙体験、消火器訓練）や消防車見学をして、訓練の大切さを実感する	・おやつ時での注意点を確認する ・消防署の指導を受け、訓練で不足している部分を 知り、今度の訓練に活かせるようにする ・消火器の使用方を再確認する
11月	地震14:20 午睡中 （園庭） 火災9:30 （園庭）	・午睡中の訓練に慣れ、落ち着いて避難する ・静かに保育者の話を聞く ・放送後、指示がでたら速やかに避難する ・安全な姿勢で避難する	・午睡中で不安定な子もいるので、十分配慮する ・職員全員で協力して、避難誘導する ・誘導方法をわかりやすく伝える ・防災倉庫内の物品を出して訓練する
12月	地震11:00 （室内） 火災15:30 （園庭）	・保育者の誘導で静かに避難する ・食事時の避難方法について確認する ・どんな場合でも災害が起こることを認識し 落ち着いて避難する	・食事時の避難についての配慮点を再確認する ・指示は明確に素早くできるようにする ・職員の役割分担を再確認する ・注意点をわかりやすく伝える
1月	不審者16:00 （不審者） 火災9:45 （西公園）	・不審者訓練に慣れて行動する ・保育者の誘導で落ち着いて避難する ・非常滑り台（幼児）でスムーズに避難する ・園以外へ避難し、落ち着いて話を聞く	・食事時で慌てないようにする ・職員数が少ない中でも、安全をしっかり確保する ・非常滑り台はお遊びではないことを再確認する ・園外からさらに避難することも想定して行動する
2月	地震14:15 午睡中 （園庭） 火災11:30 （園庭）	・午睡中の訓練に慣れ、スムーズに避難する ・落ち着いて行動する ・火災時の避難方法について確認する ・安全な姿勢で避難する	・午睡中で不安定な子もいるので、十分配慮する ・他クラスにも配慮して、全員で取り組む ・避難方法などわかりやすく伝える ・人数確認をしっかりと行う
3月	地震9:45 （室内） 火災10:00 （園庭）	・異変を察知して、静かに避難する ・訓練の仕方、おかしもなどについて再確認 して、訓練の重要性を理解する ・消火器の約束を確認する	・職員の役割分担を再確認する ・状況によって避難経路や方法を再確認する ・訓練の重要性をわかりやすく伝える ・非常持出品や防災倉庫内物品の確認をする

28、苦情解決制度（保育サービス改善のためのシステム）

保育園では、日々保護者と連携を取り合い、信頼関係を築いていきたいと考えておりますので、日頃より気になる事、疑問に思う事など、教えて頂きたいと思います。保育の質の向上の「気づき」と捉えて、保育に活かしていきます。

1. 目的

①利用者の権利擁護

苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者への満足度を高めると共に利用者の権利を擁護します。

②客観性・適正性の確保

苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることで保育園の信頼を高めるとともに、適正な運営の確保を図ります。

③サービスの改善

利用者からの意見・苦情等を十分配慮して、サービスの改善に活かし、より質の高いサービスの提供を目指します。

2. 苦情の定義

苦情とは、保育園が提供する保育サービスの利用にあたり、利用者（保護者）からの苦情・不満・意見・要望などの申し出をいいます。

3. 保育園の苦情受け付け相談の体制

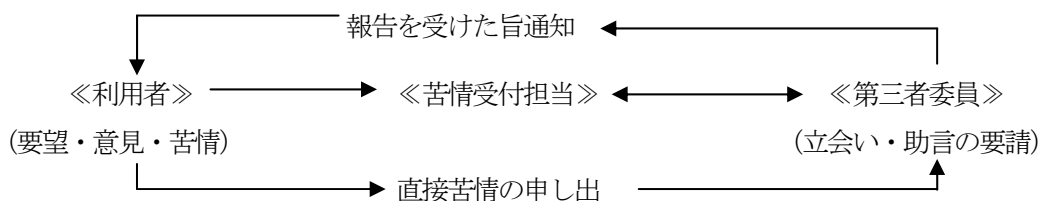
①苦情受け付け担当者は主任、苦情解決責任者は園長です。

利用者（保護者）からの意見、苦情等は随時受け付け、話し合いによる解決に努めます。

②苦情解決第三者委員は、理事長が委嘱し各園には2人の委員がおります。

苦情を申し出た利用者（保護者）や苦情解決責任者の求めに応じ、双方の話し合いへの立ち会い、助言を行います。また、利用者（保護者）は直接第三者委員の方に申し出を行うことができます。

4. 苦情解決のための仕組み



【苦情相談窓口】要望・苦情に係る窓口を以下の通り設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 大山 真由美 電話番号 045-833-1849	
相談・苦情解決責任者	氏名 平田 三枝子 電話番号 045-833-1849	
第三者委員	稲生妙子	電話番号 045-832-4815
		役職・肩書等 民生委員
	田野井裕子	電話番号 045-831-5527
		役職・肩書等 民生委員

*受付方法：面接、電話、メールなどの方法により、相談・苦情を受け付けています。

29、日野保育園では

園生活をDVDで！！

園での生活・あそびの様子など、定期的に収録し
希望者に有料（400 円）で配布します。
お家では見られない姿や集団のなかでの様子を見ることが
でき、いろいろな発見があります。

6ヶ月に一度
60分テープ 1本ぐらい



ホームページ

アドレスは

<http://sfg21.com/hino/>

保育園の紹介、理事長のブログ、育児
相談も行っています。

＊クラス写真を閲覧する際は「ID」
と「パスワード」が必要です。

写真

園での様子を撮影し、3ヶ月に
一度くらい1枚30円で
販売します。また、行事の集合
写真も撮影します。



3歳・4歳・5歳児の

主食提供（有料：希望者のみ）

1ヶ月 1500円・1食 100円

を実施します。

あたたかいご飯とおかず……

必要に応じて除去食や代替食を提供します。



30、入園時に用意していただく物

☆園ではたくさんのお子さんをお預かりしており、同じ物を持っていることも多いです。

全ての持ち物に名前をはっきりと大きく書き、日々確認をお願いします。

記入がない場合は、間違い防止の為、園で記入させて頂くこともあります。

No		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	備考
1	カバン		(○)	(○)	○	○	○	3歳以上はリュック等両手の空くもの
2	口拭きタオル	○	○	○	○	○	○	20×20 cm位のミニタオル 黒ずんでい る物は、漂白等お願いします
3	汚れ物袋入れ 大	○	○	○	○	○	○	スーパーの袋等1枚
4	エプロン	○	○	○				1日3枚
5	歯ブラシ	(○)	○	○	○	○	○	0歳児は歯が生えたら
6	コップ		○	○	○	○	○	プラスチック製の取っ手のあるもの
7	歯ブラシ・コップ入れ (巾着等)		○	○	○	○	○	毎日持ち帰り
8	布団カバー	○	○	○	○	○	○	季節により変更、毎週末持ち帰り
9	着替え	○	○	○	○	○	○	2〜3組 (筆筈に)
10	フェイスタオル	○	○	○	○	○	○	様々な用途で使用 (筆筈に)
11	おむつ (布紙自由)・お尻拭き	○	○	△	△	△		紙おむつは園で無料廃棄
12	ビニール袋	○	○	○	○	○	○	1袋 (25×30 cm位 100枚入り)

★集団生活で、大勢のお子さんがいますので、安全や物品管理について、細心の注意を払い、怪我や紛失、間違いのないように努めていきますので、保護者の方のご協力をよろしくお願い致します。

☆手洗い後は園で用意したペーパータオルを使用します。

☆園に必要な物の持ち込みは禁止します (不安で心の安定になる物は担任にご相談下さい：タオル、ぬいぐるみ等)

また、手紙や物品のやりとりは園外でお願いします。

【衣服等について】

☆基本的にサイズがちょうどよく、安全で着脱しやすいものをお願いします。

☆様々な活動をしますので、汚れてもよい服を着用して下さい。

*体にあったサイズの洋服や靴を用意してください。ズボンの裾は折り返して履くと危険であり、砂なども入りますので長すぎない物をお願いします。また、サスペンダーやベルトはトイレに時間がかかる為使用できません。

*特に乳児は、自分で着替えやトイレに意欲が芽生える時期ですので、デニムなどの固い素材を避け、自分で着脱しやすいものをお願いします。

*スカートは大きな怪我になりやすいので、ズボンやスパッツの着用をお願いします。

*危険防止の為フードやひも付きは避けてください (やむを得ず、ついている場合は中に織り込みます)

*ジャンパーなどの上着には、掛けられるように紐などをつけてください。

*園用かばんの装着物 (キーホルダー、お守り等) は2個までとします (5 cm以下の物は誤飲防止の為禁止です)

外れてなくなることもありますのでご了承ください。

*子どもは汗をかきやすいので、長い髪の毛は必ずゴムで結び、前髪は視力にも影響しますので、目に入らないようにしましょう。カチューシャは使用せずに、装飾の少ないゴムをお願いします。ピン類は使用できません。

*手袋、マフラー、耳あて等は園内で使用しませんので、登園時保護者の方がお子さんのかばんに入れてください。

*歯ブラシはこまめにチェックして、ブラシが開いていたり、汚れていたら交換してください。

31、乳児クラス持ち物

【毎日持ってくる物】

	ちゅーりっぷ組 (0 歳)	たんぽぽ (1 歳)・すみれ (2 歳)
おむつ	6～7 枚	6～7 枚
エプロン	3 枚	3 枚
口拭きタオル	3 枚 (20×20 cm位)	3 枚 (20×20 cm位)
汚れもの入れ袋 (大)	1 枚 (30×40 cm位)	1 枚 (30×40 cm位)
歯ブラシ・コップ	時期をみてお知らせします	1 組
歯ブラシ・コップ入れ袋		○
おしらせばさみ・連絡帳	保育園で準備	保育園で準備

☆手拭きタオル (室内用・トイレ用) は、園でペーパータオルを用意します。

☆記名した汚れ物袋 (スーパーの買い物袋等) を汚れ物掛けフックにかけておいてください。

【昼寝に必要な物】

☆敷き布団カバー・掛け布団カバー (季節に応じて使用します)

***週末に持ち帰り選択をして翌週の朝までに布団にかけてください**

☆パジャマは非常時に備えて、使用しません。

☆春から秋にかけては、ベビー用タオルケット、またはバスタオルをご用意願います。

☆必要に応じておねしょシート

【連絡帳について】

☆園で作成したものを入園時に無料でお渡しします。

☆「お知らせばさみ」にはさんで毎日お持ちください。

☆「お知らせばさみ」は入園時に無料でお渡ししますが、紛失した時は購入となります。

***土曜日に登園される方は木曜日迄に記入、または口頭でお知らせください。**

【保育園に置いておく物】

園に置いておく物 (大体の目安)	
下着	2～3 枚
ズボン	2～3 枚
Tシャツ等 (上着)	2～3 枚
フェイスタオル	1 枚
おむつ	7 枚位
お尻拭き	1 パック
ビニール袋	1 包 (25×30cm 位 100 枚入り)

☆たんぽぽ組すみれ組はおむつの外れ具合によって布パンツもお願いします。

☆衣服等を持ち帰ったら翌日に補充してください。

☆季節にあった着脱しやすい衣服を用意してください。

☆全ての持ち物に名前をはっきりと大きく書いてください

32、幼児クラス持ち物

【毎日持ってくる物】

	幼児クラス (3, 4, 5 歳児)
口拭きタオル	1 枚 (20×20 cm位)
歯ブラシ・コップ	1 組
歯ブラシ・コップ入れ袋	○
おしらせばさみ	保育園で準備

☆園の主食を希望されない方は、主食（白ご飯、食パン、ロールパン等）を弁当箱に入れてください。

＊主食がご飯類の時はご飯、パン類の時はパン

＊主食は、ふりかけ、のり、梅干し、ジャム等は振りかけたり付けたりしないもの

☆箸は、保育園で準備します。

☆手拭きタオル（室内用・トイレ用）は、園でペーパータオルを用意します。

☆記名した汚れ物入れ袋を大（スーパーの買い物袋）を、テラスのコート掛けに掛けてください。

【昼寝に必要な物】

☆敷き布団カバー・掛け布団カバー（季節に応じて使用します）

＊週末に持ち帰り選択をして翌週の朝までに布団にかけてください

☆パジャマは非常時に備えて、使用しません。

☆春から秋にかけては、ベビー用タオルケット、またはバスタオルをご用意願います。

☆必要に応じておねしょシーツ

【保育園に置いておく物】

☆たんすには常時、季節にあった着脱しやすい衣服を2組（上下、肌着等）、ビニール袋1包（25×30cm）、フェイスタオル1枚を入れておき、持ち帰ったら翌日に補充してください。

【連絡帳・おしらせばさみ・登園時確認表について】

☆下駄箱上の「ホワイトボード」でその日の活動の様子や写真を掲示して、職員が口頭で様子をお伝えしますので、「連絡帳」は必要な時だけ記入してお持ちください。

☆『おしらせばさみ』は園からの手紙を入れますので、連絡帳を使用しない日も毎日お持ちください。入園時に無料でお渡ししますが、紛失した時は購入となります。

☆『登園時確認表』（お迎えの時間、お迎えの方、連絡先変更等）は、登園時に必ずご記入願います。

＊土曜日に登園される方は木曜日迄に記入をしてください。

【登園時の支度等について】

★『登園時確認表』記入・『汚れ物袋』セット（共通）

☆3 歳児は保護者が室内に入り、一緒に支度をします。

☆4, 5 歳児は、職員が連絡事項（健康等）を伺いますので、布団カバー類を付ける時以外は、下駄箱でのお引渡しになります。

【降園時の支度等について】

☆3～5 歳児ともにお迎え前に持ち物の支度をしておきますので、下駄箱でのお引渡しになります。

（園庭にいる時は、一緒に上に上がり、テラスに置いてあるかばんや汚れ物袋をお持ち頂きます）

＊2 階入口の門は危険防止の為、その都度必ず閉めてください。

☆「ホワイトボード」や掲示物は連絡事項が記載してありますので、必ずご覧ください。

☆全ての持ち物に名前をはっきりと大きく書いてください